

令和5年度山形県環境審議会第1回野生生物・自然環境部会 議事録

1 日時 令和5年9月1日（金） 13時30分～14時15分

2 場所 山形県庁1101会議室（Web会議）

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、大西尚樹、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕

特別委員：東北農政局農村振興部長 川村文洋【代理：農村環境課長 無量林英行】

東北森林管理局長 宮澤俊輔【代理：山形森林管理署長 益田健太】

東北地方整備局長 山本巧【代理：環境調整官 高橋秀】

東北地方環境事務所長 田村省二【代理：統括自然保護企画官 羽井佐幸弘】

（2）事務局

山形県環境エネルギー部

みどり自然課長 岩月広太郎

課長補佐（施設整備担当） 森川 道夫

施設整備主査（兼）環境評価温泉主査 小座間 渉

課長補佐（野生生物対策担当） 鈴木 慎一

野生生物対策主査 本間 珠美

主査 吉田 智子

主事 有川 玄基

主事 高谷圭一朗

主事 丹 亜由奈

（3）オブザーバー

遊佐町企画課

係長 阿部 直人

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

岩月みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数13名のうち10名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に佐藤委員と鳥羽委員が指名された。

（5）審議事項

横山部会長： 本日の議題について、山形県知事から資料1のとおり8月24日付けで山形県環境審議会に意見を求める諮問があったので、本日当部会で審議します。

審議事項1 月山特別保護地区の指定（再指定）について（資料2）

（事務局より説明）

横山部会長： 御質問等ございませんか。

野堀委員： 11 ページの図面に関して、特別保護地区に指定する範囲は赤の斜線のところで、②の115林班の一部になっているが、特別保護地区の北側の境界線は、地形で区切っているのか、小班で区切っているのか、境界線が何なのかをどこかに示した方がいいのではないかと。

また、11 ページの表の②に115林班の一部と書いてあり、小林班が書かれているが、そのうち、チは赤字になっていない。チの部分は特別保護地区になっていないのか。

事務局： チの部分については、特別保護地区になっておりません。

野堀委員： チの部分が②の上の方ということでよいか。

事務局： はい、そのとおりです。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、諮問がありました月山特別保護地区の指定（再指定）については、原案どおり答申ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきたいと思います。

審議事項2 鳥海国定公園河原宿小屋の事業決定について（資料3）

（事務局より説明）

横山部会長： 御質問等ございませんか。

江成委員： 現況の小屋は工事の際に壊すという理解でよいか。

事務局： 現況の小屋の所有者は鳥海大物忌神社であり、空き家と同様の取扱いとなるため、一義的には神社で撤去する必要があるが、神社で撤去することが難しい可能性があり、現在、遊佐町と撤去も含めて今後どのようにするかを検討している。

江成委員： 現況の小屋をそのまま残すとなると、長期的には小屋や跡地が増えるばかりになるので、小屋の撤去と、できれば土台の撤去も含めて考えていく必要があるのではないかと。

事務局： 御意見を踏まえて今後検討させていただきたい。

野堀委員： 2 ページの事業決定書について、施設の規模の区域面積が0.005ヘクタール、50平米なので大体7m四方ぐらいの範囲を想定していると思われる。現在の河原宿小屋は3倍ぐらいの規模ではないかと思われるので、狭すぎるのではないかと。平屋ではなく2階建てにすることが考えられるが、資料としては提示されてないということか。

事務局： 再整備予定の河原宿小屋については今年度、設計を予定しており、まだはっきりとした設計図案が出来上がっていない状況ですが、形としては、現在多くの避難小屋での標準的な形となっている2階建ての上から見ると四角形のような避難小屋を想定していると思われる。現況の河原宿小屋は平屋で、長屋状になっているため面積が

広くなっているが、2階建てにすることで面積はそこまで必要ないのではないかと考えている。ただし、これから設計する上で若干変わってくる可能性はある。

野堀委員： 区域面積を少しオーバーすると違法になるのか。少し広めにしておいた方がいいのではないか。

事務局： 今の御意見を踏まえて、遊佐町と検討し、面積が0.005ヘクタールより大きくなる可能性があるということであれば、数字を修正させていただくことになると思われる。

野堀委員： 江成委員の意見と同様、現況の小屋についてはできるだけ速やかな撤去を是非検討願いたい。

大西委員： 1ページの3の表に山小屋が河原宿小屋以外の記載もあるが、計画名称として宿舎と避難小屋がある。宿舎と避難小屋の違いは何か。

事務局： 宿舎は基本的には営業小屋であり、旅館業法の許可を受けた小屋になる。避難小屋はいわゆる避難小屋になるが、宿舎は広義的には避難小屋も含むため、今回は避難小屋という形態にはなるが、公園計画の宿舎のまま事業決定を進めたいと考えている。

大西委員： 宿舎で登録するが、管理は基本的に無人ということか。

事務局： はい、そうです。

大西委員： 実質的には避難小屋としての位置づけということか。

事務局： はい、そうです。

横山部会長： その他、いかがでしょうか。遊佐町の出席があるので、コメントお願いできますか。

遊佐町： はい。今回は、避難小屋の建設を進めていきたいと思っており、現在の避難小屋の場所はどうしても水がつくということから、高台の今のトイレの方に建設をすることで進めたいと考えております。

横山部会長： ありがとうございます。それでは、その他いかがでしょうか。

特に追加で御意見がなければ、面積と宿舎や避難小屋などの種類は、変更がある場合はどのような手続きになるのか。例えば、事業決定した後に面積が変わったとか、用途が変わったというときに、審議会で再審議する必要はないのか。

事務局： 審議会の規定を確認する必要があるが、面積の若干の変更であれば軽微な変更という扱いで報告になるのではないかと思います。

横山部会長： それにより原案通り答申していいかが変わるのでないかと思うがいかがか。

事務局： 遊佐町に確認させていただきます。区域面積0.005ヘクタールから変わることはあるか。

遊佐町： 利用人数で大体の面積が決まってくるが、10万人の利用で60平米くらいの建物という指定があり、そこまで利用者がいない道なので50平米が最大と考えて検討していた。

横山部会長： わかりました。では、大体面積も適正なところと考えてよさそうなので、特に何かその辺で疑義がなければ、今回の諮問のありました鳥海国定公園河原宿小屋の事業決定については、原案通り答申ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： ありがとうございます。

それでは原案通り答申させていただきたいと思います。

(6) その他

横山部会長： 4 その他について事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 事務局から1件、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の記載誤りの訂正について説明させていただきます。

(事務局より説明) 資料4

横山部会長： それでは委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にないようでしたら、説明いただいたので関係機関の方に周知をお願いします。

横山部会長： その他ありますでしょうか。

それでは特になければこれで本日の議事を終了いたします。

議事録署名人

議 長 横山 潤

議事録署名委員 佐藤景一郎

議事録署名委員 鳥羽 妙